

中小企業経営労務研究所所長 社会保険労務士 岡本孝則



◇中小企業経営労務研究所
URL: <http://www.chukeirou.com/>
人事・労務のコンサルティングを通し中小企業を総合支援する。著書に「今すぐ捨てたい労務管理の大誤解48」(幻冬舎刊)がある。

労働者のキャリア形成という目的や受給要件が類似したもので「中小企業雇用創出等能力開発助成金」という制度があります。これは企業内の高度な人材の育成や新分野進出、青少年(15歳以上40歳未満)の実践的な職業能力の開発および習得や向上を図るために、労働者に職業訓練を実施または職業能力開発休暇を与えた中小企業事業主が受給できるものです。

キャリア形成促進助成金のうち、対象職業訓練も中小企業事業主のみ対象ですが、今回の助成金の中小企業は区分が異なります。前回ご紹介したキャリア形成促進助成金では、製造業やサービス業に含まれてしまう下記の3業種の要件が緩和されています。

企業の資本の額または出資の総額をA、企業全体で常時雇用する労働者の数をBとしますと、①ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト

■キャリア形成促進助成金の給付内容 ()内は大企業の場合
1. 訓練等支援給付金—II ※③は中小企業事業主のみ対象

③専門的な訓練の実施 (対象職業訓練)	・訓練実施に要した経費の1/3 ・訓練実施時間に応じて支払った賃金の1/3
④短時間等労働者への訓練	・訓練実施に要した経費1/2 (1/3)
⑤自発的な職業能力開発の支援	・訓練実施時間に応じて支払った賃金の1/2(1/3)

2 職業能力評価推進給付金
・職業能力検定の受験料の3/4 ・職業能力検定の受験時間に応じて支払った賃金の3/4

■中小企業雇用創出等能力開発助成金の給付内容
・本文中の対象経費等の1/2

※支給額の制限があるため、申請額より支給額が少ないことがあります。

製造業を除く)はA=3億円以下、B=900人以下②ソフトウェア業または情報サービス業はA=3億円以下、B=300人以下③旅館業はA=5000万円以下、B=200人以下となっています。

受給要件としては、まず都道府県知事から「中小企業における労働力の確保および良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づき改善計画(教育訓練の充実ということを含めた)の認定を受け

た個別中小企業者、または事業協同組合などの構成中小企業者であることが必要となります。その他、従業員からの申し出により教育訓練などを受けるための職業能力開発休暇を与える場合は、その期間において、労働協約または就業規則などに定めた賃金を支払っていることが必要です。

助成対象となる経費は、①教育訓

練、職業訓練を受けさせる場合の経費(外部講師の謝礼、教材・教科書に係る経費、入学金・受講料など)②対象労働者の申し出による能力開発について事業主が負担した経費③職業能力開発休暇または教育訓練について訓練時間に支払った賃金が該当します。その他の要件は、キャリア形成促進助成金と同じです。より自社の目的にあった助成金を選ぶことが大切です。

記事に関するご質問・ご相談は「土業ねっと」<http://www.sigyo.net>まで